

東北の食の体験コンテンツ認定・発信業務 仕様書

1 委託業務の名称

東北の食の体験コンテンツ認定・発信業務

2 委託期間

契約締結の日から令和2年3月31日まで

3 委託業務の目的

東北のゲートウェイである仙台において、東北の「食」の体験コンテンツを認定し、仙台から発信することで、東北の食への興味喚起と消費拡大を図るとともに、東北の周遊促進を図る。

4 業務内容

(1) 東北の食の体験コンテンツ認定に向けた調査

仙台市及び近隣市町村において、東北の食材を活用したり、東北の郷土料理を提供したりする飲食店、東北の食文化体験が可能な観光施設、東北の食の魅力を発信するイベント等、東北の食の体験コンテンツ候補として50サンプル以上の情報収集及び分析を行うこと。

(2) 東北の食の体験コンテンツの認定・発信

東北の食の体験コンテンツ候補のうち、20コンテンツ以上について東北の食の体験コンテンツとして認定・ブランド化を図り、パンフレット、WEB及びSNS等を活用して情報発信を行うこと。

なお、パンフレットは3000部印刷すること。

また、東北の食の体験コンテンツの認定書や、認定を受けた事業者等が活用するプロモーションツールを制作、配布し、広く周知を図ること。

(3) 東北の食の体験コンテンツを活用した誘客キャンペーンの実施

東北の食の体験コンテンツを活用した誘客キャンペーンを季節ごとに年3回以上実施すること。

(4) 事業効果の評価・検証

東北の食の体験コンテンツの認定効果の評価・検証するため、認定された飲食店、観光施設、イベント等の利用者数を把握するとともに、飲食店等の運営事業者にヒアリングを実施すること。

また、キャンペーン参加者にアンケートを実施し、課題とニーズを把握すること。

(5) 相乗効果が期待できる取組の実施

上記の業務に加え、東北への誘客や周遊促進に繋がる取組を実施すること。

なお、実施にあたっては対象地域内における観光関連団体（観光協会、DMO等）との連携も考慮すること。

(6) 報告書の作成

上記の事業結果を取りまとめた上で、事業全体の報告書を作成し、指定する納入期限までに提出すること。

形式：A4

納入期限：令和2年3月31日

※上記報告書を収録した電子データ（PDF版）も提出すること。

5 業務実施にあたっての留意事項

本事業の実施にあたっては、随時報告し、協議しながら業務を進めること。

6 契約に関する条件等

(1) 著作権に関する事項

受注者は、成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利について、成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

また、本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格権の主張を行わないものとする。

受注者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の許可等について書面で確認を行うことを原則とする。

(2) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務に関して取扱う個人情報について、事前に発注者の了解を得た場合を除き、原則として、複写、複製しないこととする。また、本業務に関連する個人情報は、使用后速やかに処分すること。

7 その他

(1) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。

(2) 本業務にあたり取得した備品・設備品等については、契約終了時に使用価値及び残存価値を有する場合、発注者が所有権を放棄する場合を除き、発注者に所有権が帰属するものとする。

【考慮する目標数値及び目指す効果目標について】

	考慮する目標数値 (アウトプット)		目指す効果目標 (アウトカム)	
	東北の食の体験コンテンツの認定	コンテンツ認定件数	20件	キャンペーン参加者数
キャンペーンの実施	キャンペーン開催件数	3回	キャンペーンによる消費拡大額	600万円
認定施設、パンフ、WEB、SNSを通じた情報発信	情報発信の件数	100件	認定施設、パンフ、WEB、SNSを通じたリーチ数	30,000人

※ キャンペーン参加者数を集計すること。インバウンド視点も盛り込む場合は外国人参加者数も集計すること。

※ 施設・イベント利用者数、パンフレットの配布数、WEBやSNSのアクセス数を把握すること。